

牡丹唐草文様二十五条袈裟

（応夢衣）をめぐつて

山 川 曉

一、はじめに

臨川寺、建仁寺、南禅寺を歴住した南北朝時代の禪僧、龍湫周澤（一二〇八～八八）の夢にあらわれた袈裟との伝説から、「応夢衣」との通称で知られるこの牡丹唐草文様二十五条袈裟（以下、応夢衣と略称する）は、南宋の禪宗において中心的な存在であった無準師範（佛鑑禪師・一一七八～一二四九）ゆかりの袈裟として名高い作品である。

これまでにも、この応夢衣について作品解説は行われてきたが、いずれも簡単な紹介にとどまり、詳細な観察に基づく論考は、現在まで見られない。本稿では、今後の袈裟および名物研究の基礎資料として、応夢衣の詳細な紹介を試みたい。

二、作品の現状と製作年代の検討

1、伝来

現在は京都国立博物館に所蔵されるが、かつては龍湫周澤が南禅寺山内に開いた塔頭・慈聖院に伝えられていたことが箱書から知られる（挿図1）。長く南禅寺山内に秘蔵されていたと思われるが、いつの頃か寺を離れて市中へもたらされ、大正八年に表具師・岡墨光堂の手に渡った。本来は表具裂として買い求めたようであるが、切り刻むことを惜しんだ主人が修理を施し、本来の袈裟の姿に復したといふ⁽¹⁾。その間に、箱書に記された「応夢衣」が、『本朝高僧伝』にも載る名高い伝説であることが分かり、昭和三十七年、文化庁が買い求めるところとなつた。昭和三十九年には重要文化財の指定を



挿図 1

受け、昭和四十三年、文化庁の管理換をうけて京都国立博物館の所蔵品に加えられることとなつた。

2、修理後の仕立て

通例の袈裟と同様に、田相部にみえる黄色の裂地に、青みがかつた萌黄色の条葉部（堅条、横堤）と縁を載せ、細かく縫いとめて仕立てられており、縫い糸は茶色の絹糸である。この縫い糸はすべて後補と思われるが、表面に針穴が見あたらないことから、縫い目を拾つて仕立てたと推測される。

裏地は赤紫色の目の粗い平絹で、表地の縫い目とはまったく対応しない箇所に、白い縫い糸がたくさん残されている。これらの縫い糸は、岡墨光堂が修理する以前に応夢衣に加えられた補修糸と思われ、現在の裏地が、岡墨光堂が応夢衣を入手した時点で、すでに付けられていた裏地であったことを示している。

当初は、これに四天（四隅に付けられる方形の裂・角帖ともいう）、袈裟を吊るための環珮と紐の台座、環珮、紐が備わっていたはずであるが、現在は失われている。

前述したように、現状にみる大幅な修理は、岡墨光堂が所蔵していた頃に、同工房において施工された。岡墨光堂の手に渡った時点においてすでに断裂と断片化が進んでおり、持ち上げようするとばらばらになつてしまふ状態だったという。現状の応夢衣を観察すると、原資料と同組織・同文様・同色に調整した修復裂が補われているので、一見しただけでは分かりづらいが、随所に欠落を補つた箇所があり、修理前の状況がしのばれる。⁽²⁾

3、法量と本来の形状

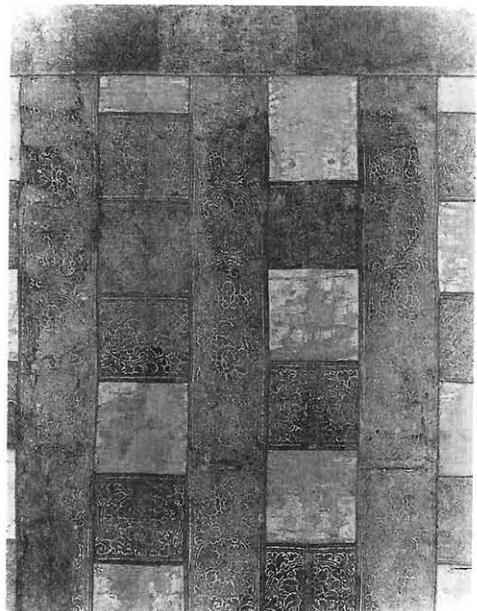
現在、作品の法量は、幅二三三六・四cm、丈一〇三・六cmで、全体は整つた長方形を呈している（図版6）。

周囲の縁、田相部、条葉部の条数すべてを足すと二十五条にはなるが、本来、袈裟に冠して用いられる条数は、田相部の条数である。それに従えば、応夢衣は十二条袈裟ということになり、奇数の条数が約束事の袈裟としてはありえない形状になつてしまつていて。これは原資料の状態の良い部分を復元的につなぎ合わせた修理の結果であり、改めて当初の傷みの激しさが推測される。

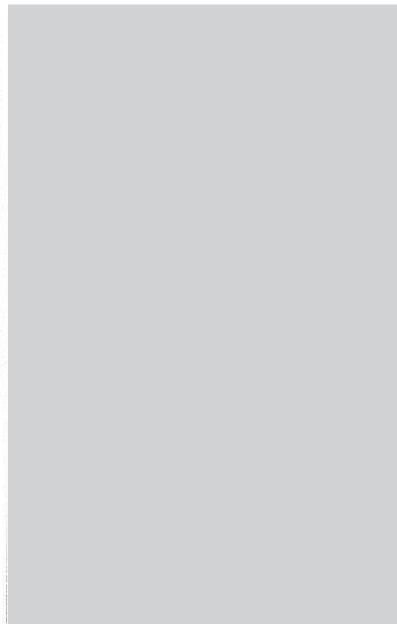
箱書に「僧伽梨」とあることから、九条以上の大衣であったことが知られるが、それ以外の記述はなく、応夢衣が二十五条袈裟であつたという確証はない。現状から十二条以上であつたことは確実であり、田相の坪が四長一短（四坪が大きく、一坪が小さい形状）であることから、二十二条以上の袈裟であつたとの推測が成り立つ。九条以上の袈裟は晴儀に用いる大衣であり、十一条、十三条、十五条、十七条、十九条、二十二条、二十三条、二十五条の種類がある。⁽³⁾修理前の破損の状態を示す資料はないが、応夢衣の本来の姿が二十五条袈裟であつたとすると、十二条の現状は本来の半分に過ぎないことになる。しかしそれは、随所に欠落はあるものの、当初のつながりをとどめている縁の残存状況から考えると、やや不自然にも思われる。

応夢衣の形状を、たとえば絶海中津（一二三三六、一四〇五）⁽⁴⁾請來と伝える長得院の二十五条袈裟の形状と比較してみると、全体の長方形の形状と、田相の坪を四長一短とするることは同様であるが、田相の坪の形状と法量がまったく異なつていることが分かる。長得院

の袈裟では、田相の坪は縦長の長方形で、縦は平均すると約十八cm、横は約六cmである。また田相の坪と条葉の横堤の比率は約四対一となつてゐる（挿図2）。この縦長の坪の形状と、約四対一の坪と横堤の比率は、ほかの一十五条袈裟においても、法量の大小はあれ変わらない。一方、応夢衣では、田相の坪は縦約十cm、横約十cmとほぼ正方形であり、田相の坪と条葉の横堤の比率は、ほぼ一対一である（挿図3）。これは、一十五条袈裟の中では極めて異例といえよう。



挿図3



挿図2

管見の及
ぶ範囲では、
今に伝えら
れる中世の
大衣の遺例
は、多くが
九条袈裟、
稀に二十五
条袈裟が見
られる程度
で、そのほ
かの条数の
袈裟はほと
んど残され
ていない。
この点から
は、応夢衣
を現在の名

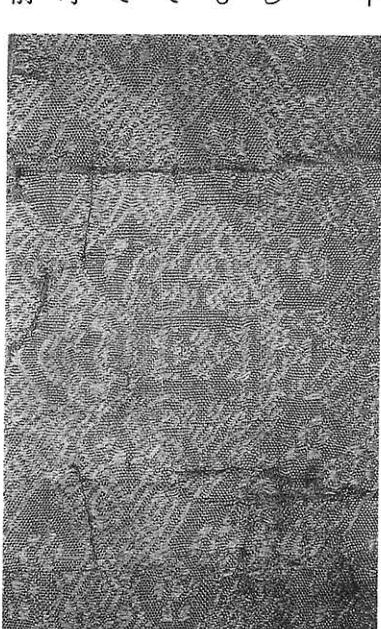
管見の及

称の通り二十五条袈裟とすべきかとも考えるが、田相の坪の形状から推測して、むしろ二十一条や二十三条など、もう少し条数の少ない袈裟であつた可能性が高いことを指摘しておきたい。

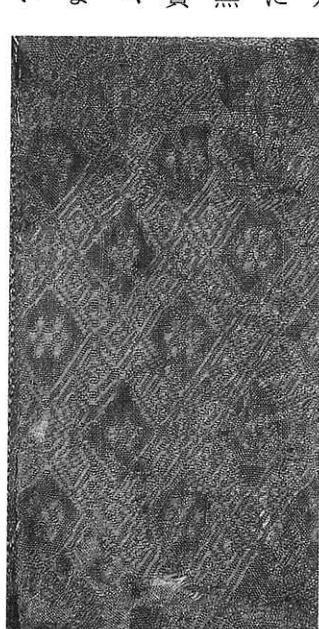
4、裂の組織・文様・染色

本来の形状を想定したところで、統いては裂地の組織について見ておきたい。

田相、条葉（豎条・横堤）、縁、いずれも共裂が用いられている。織りの組織は平織地に緯糸を浮かせて文様を織り出した浮織で、一cmの糸密度は、経約五十二本、緯約三十五越。たいへん緻密に織られている。糸は経緯とともに丸みのある無撚糸で、品質が揃つており、



挿図5



挿図4

からその作例が知られている。古風な組織ではあるが、大量の染織品が発見された南宋墓として知られる黄昇（一二七〇四三）の墓からも同組織の裂が出土しており、中国では長く織りつがれた組織であつたことが知られる。

織りの文様は、大まかには、菱つなぎの中に花窓文様を散らして構成されている。菱の各辺には雷文が四つ連ねられており、菱形の中央には七曜星が納められている（挿図4）。花窓文様の詳細は把握できないが、如意頭を四隅に配した菱形状で、中心には花文様が入れられているようである（挿図5）。文丈（文様の経方向の長さ）、窠間幅（文様の緯方向の長さ）とも、花窓文様の繰り返しが間遠であるため、現状では確認できない。

現状では、田相部は黄色、そのほかの部分は青みがかつた萌黄色に見える色で染められている。

5、印金の技法・文様とその製作年代

田相の黄色の部分には、現在そのほぼすべてが剥落してしまっているものの、詳細に観察すると、当初はすべての坪に、密教法具の羯磨と花唐草文様が印金で施されていたことが分かる（以下、この文様を花羯磨文様と略称する）。その文様は、一坪のみ条葉部と同じ萌黄色となつていて田相（左から四条目の上から二段目）に等しい（挿図6）。

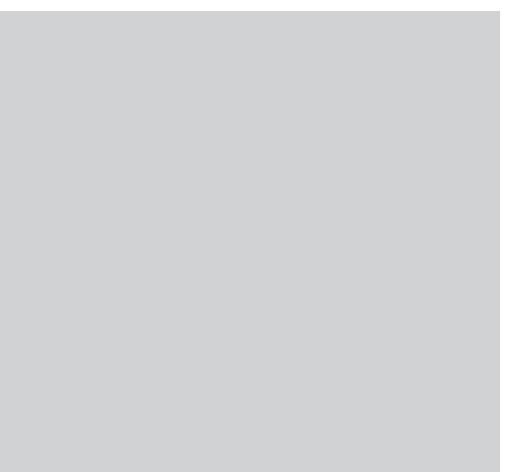
拡大鏡下でこの花羯磨文様を観察すると、金の層が極めて薄く、生地とよくなじんでいる状態が分かる。また、羯磨先端の三鉢になつてている部分では、交点を乗り越えて運ばれていた線が確認できる



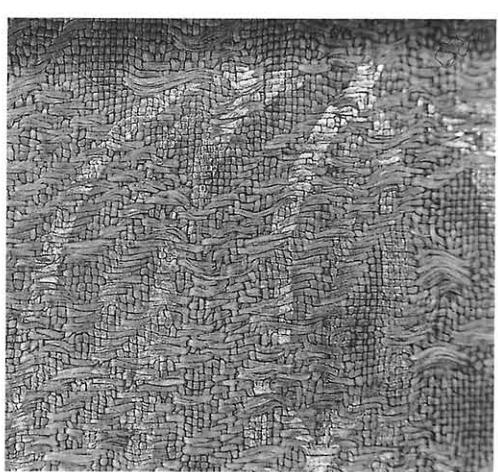
挿図8



挿図6



挿図9

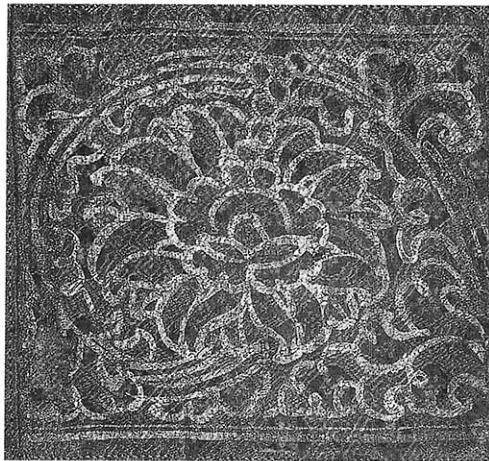


挿図7

（挿図7）。これらの細部は、応夢衣の印金が型によるものではなく、手描きであることを示している。中国では日本で言うところの印金を銷金と称し、金泥で手描きした品を描金、金泥で型置きした品を泥金、金箔で型置きした品を印金と呼び、細かく区別している。⁽⁸⁾こ

れに従えば、応夢衣は描金によつて製作されたと言つてよい。

羯磨文様は袈裟の文様として好まれたようで、聴松院に伝えられた清拙正澄（一二七四～一三三九）所用と伝える九条袈裟の四天に



挿図11



挿図10



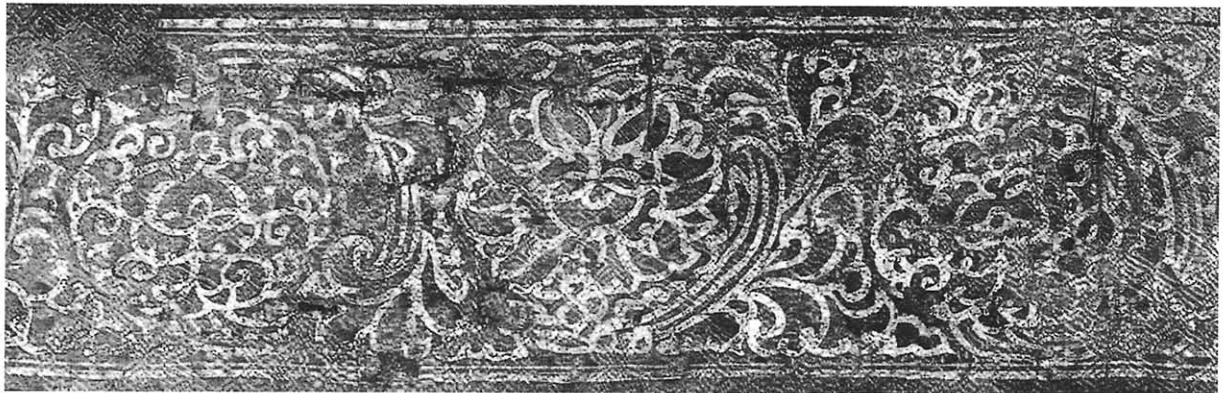
挿図13



挿図12

も、この文様が見いだされる（挿図8）。しかし、ここでは実際の法具の変化を意識して、三鉢となつた羯磨の先端が重なつて表現されるとともに、線の単純化が進んでいる。また、応夢衣では四隅に配されていた花唐草文様はやわらかな動きを奪われ、如意頭文様となつて周囲の枠に吸収されている。拡大鏡下では、厚い金の箔による型置きの印金で製作されたことが明らかである（挿図9）。このように見ていくと、描金と印金の相違はあるものの、応夢衣の花羯磨文様は写実的で伸びやかであり、聴松院の袈裟の羯磨文様よりも溯る作例と捉えられる。

続いて条葉の横堤に配された牡丹唐草を見ていく。この牡丹唐草文様は、上下に二重線を置いた横堤の中いつぱいに、大きく弧を描く唐草と、その先に花をつけた牡丹で構成されている。牡丹には、花弁の先端が尖つたタイプ（挿図10・11）と、花弁の先端を巻き込んだタイプ（挿図12・13）の二種が認められる。これらは現状では概ね交互に配されているが、おそらく当初は厳格に交互の配置を守つていたと推測される。詳細に観察すると、いずれも蔓の出てくる位置や葉の形などが異なり、共通の手本の存在は想定されるものの、手描きで製作されたことが明らかである。牡丹の文様はかなり意匠化されており、中でも花芯の先端に三盛りの連珠文を置き、そこからさらに四個ないしは五個の連珠文が連なつて、上方へ伸びていく表現は、通常の牡丹唐草の表現を逸脱しており、



挿図14



挿図15

管見では類例を知らない。

この牡丹唐草文様のモティーフは、条葉の堅条および縁という、細長い空間においても変わらない。ここでも横堤と同様に上下に二重線を引き、その中いっぱいに、強く蔓を湾曲させながら伸びていく唐草を置いて、そこに花弁のとがったタイプと巻き込んだタイプの二種の牡丹を、交互に配している。花の開く向きも、上向きと下向きが交互に連ねられている（挿図14）。この旺盛な文様にはまったく隙間が見られず、帯状の空間を埋めつくす感がある。

中国の植物文様が、パルメットや蓮華といった外来のモティーフから脱して、牡丹や柘榴といった身近な花を盛んに取り上げるようになるのは、唐時代からと指摘されている⁽¹⁾。応夢衣における堅条と同じように、細長い帯状の空間を飾る、神功二年（六九七）の年紀を持つ独孤思貞墓の墓誌装飾文様帶（挿図15）では、応夢衣と同様に、強く湾曲する蔓に沿って、交互の向きに花をつける牡丹が隙間なく配されており、応夢衣の牡丹唐草文様の源流を見る思いがする。

また、帯状の空間ではないが、北宋の織物にあらわされた牡丹唐草文様（挿図16）と南宋の織物にあらわされたそれ（挿図17）とを眺めるとき、まず目につくのが、文様の密度の差である。南宋の牡丹唐草文様では、花と花を繋ぐ唐草の蔓がゆるやかで文様の密度が低いため、背景となる空間の広がりの中に、文様がはつきりと浮かび上がつて見えている。

一方、北宋の牡丹唐草文様では、強く湾曲した蔓を密度高く連ねて平面を埋め尽くすため、ひとつひとつの文様単位が捉えがたい。この密度の差は、両者の目指す造形がまったく異なることを示している。

挿図16

従来、応夢衣は無準師範所用との説から、漠然と宋時代の作例と考えられてはきたものの、明確な製作年代については踏み込んだ検討がなされてこなかった。しかし、その羯磨文様は、清拙正澄（一二七四～一三三九）所用と伝えられる聴松院の九条袈裟よりも、はあるかに伸びやかな造形を見せており、応夢衣の製作が十三世紀を溯ることを示唆している。そして、牡丹唐草文様にいたっては、織文様と描金文様との差、あるいは帯状の空間と平面空間での差異を考慮におくとしても、空間を密度高く埋め尽くすその造形感覚は、盛唐の装飾文様帶の遺風を強く残しており、南宋の牡丹唐草文様よりもむしろ北宋のそれに親近している。以上に挙げた特徴から、応夢衣の製作年代は無準師範（一一七八～一二四九）の活躍期をも越えて、北宋（九六〇～一二七）に溯る可能性を指摘したい。

三、龍湫周澤と応夢衣

応夢衣を語るうえで、龍湫周澤の夢にまつわる伝説はたいへん魅

挿図17

がらこの伝説を確認しておく。日頃夢をあまり見ることがなく、夢を見るときには必ず靈験があつたという龍湫は、ある夜無準師範の袈裟を得る夢を見た。すると翌日、まさしく袈裟を贈る人があつた。諸老は偈をつくって慶事を賀し、この袈裟を応夢衣と号したとい(12)。記述はこれだけであり、龍湫がいつ応夢衣を得たのかも分からぬ。ただ、箱書には龍湫が南禪寺山内に開いた慈聖院の名があり、おそらくそれは龍湫が南禪寺に住していた頃と推察される。

龍湫周澤は甲斐国武田氏の出自で、幼い時に夢窓疎石にしたがつて出家した。出世は遅く、延文元年（一二五六）四十九歳にして始めて郷里の惠林寺の住持となつたとい。それからは、貞治六年（一二六七）に建仁寺、応安元年（一二九四）に美濃国大興寺を歴住し、応安四年（一二九七）に南禪寺に視篆した(13)。ところが、龍湫が止住した頃の南禪寺は、応安事件と呼ばれる大騒乱の直後で、その余波がいまだ收まりきらない時期に当たつていた。

南禪寺では、貞治年間（一二六二～六八）から龍湫と同じく夢窓疎石門下で夢窓の甥でもある春屋妙葩の指揮下、大規模な堂宇の修

力的であるが、応夢衣を無準師範と結びつけるのは、その夢の伝説を記す『本朝高僧伝』『延宝伝燈錄』の龍湫周澤伝と、応夢衣の箱書のみである。ここでは、これまで検証されることのなかつたこの伝説についてもう一度考えてみたい。

まず『本朝高僧伝』によりな

繕を行つていた。しかし、その造営は天台衆徒をはじめとする旧仏教側の不興を買ひ、両者の間ではたびたび諍いが起つてゐた。このいわば一触即発という空氣の中で、応安元年に視察した南禅寺第

三十三世定山祖禪は『統正法論』を著し、正面きつて天台宗の非を論じたのである。これを知つた叡山は激怒、日吉大社の神輿を京中に持ち込んで駁訴に及んだ。室町幕府はなんとか穩便に事態を收拾しようとしたが、叡山はどうにも納得せず、ついに定山祖禪は僧籍剥奪のうえ遠流に処され、竣工間近であつた南禅寺の三門は破却されてしまつた。しかし事件はそれだけでは収まらない。この処分に怒つた春屋妙葩および五山の住持は、応安二年八月七日、一齊に隠居し、京都五山は大混乱に陥つてしまつた。⁽⁴⁾

龍湫が南禅寺に住したのは、このように寺内の統率が乱れたたいへん困難な時期であつた。しかし、龍湫は停止していた造営工事を再び軌道に乗せ、破却された南禅寺の三門の復興に尽力してこれを完成に導くとともに、山内に師である夢窓の塔所として上生院を創建した。『南禅寺史』においても、その復興への功績は極めて高く評価されている。

ところで、以上のような状況下に南禅寺を録することになつた龍湫にとって、無準師範の袈裟である應夢衣を得たということはどのような意味を持つていたのであらうか。

まず、龍湫と無準の関係を考えるために、順に法脈を溯つてみる。龍湫の師が夢窓疎石、その師が高峰顕日、その師が来日僧の無学祖元、そして無学祖元の師が無準師範である。南宋禪は多くの名僧を輩出したが、中でも無準の名声はひときわ高く、その門下には東福寺の開山・聖一国師円爾弁円、来日僧である兀庵普寧、無学祖元な

ど、傑出した僧が名を連ねていた。龍湫をはじめとする夢窓疎石門下は、この南宋禪の中心人物であつた無準の直系の弟子筋にあたつてゐる。

次に、禪宗において袈裟を付与されることの意味を改めて考えてみたい。法系の師から伝えられた袈裟が「伝法衣」とも称されるよう、袈裟は師資相承の証である。それを受け継ぐことは、頂相や墨跡を得ることと同じように、師の法の正しい繼承者であることを意味している。それゆえ、多くが絹という脆弱な素材であるにもかかわらず、数多くの中世の袈裟が今日まで伝えられてきたのである。以上のことを考え合わせると、龍湫が法系の祖である無準の袈裟を得る夢を見て、そのお告げ通りに袈裟を贈られたということは、龍湫こそが、無準の法を嗣ぐ法器であることの証明にほかない。應夢衣は、京都五山の重職を捨てて、幕府、とりわけその権力者であつた細川頼之に抗議した、春屋妙葩をはじめとする禪僧たちとの軋轢を承知のうえで、南禅寺住持という大役を引き受けた龍湫の、支えとなり自信となつたのではないだろうか。そして京都五山と亀裂を生じていた室町幕府にとつては、龍湫の正統性が証明されることは望むところであつたろう。この時期何よりも必要とされていたのは、龍湫の正統性が喧伝され、その求心力が高まることがあつた。そのためには、贈られた袈裟はほかの誰でもなく、龍湫の法系において飛び抜けて知名度が高い無準師範の袈裟でなくてはならなかつた。龍湫にとつても周囲の人々にとつても、法脈の源ともいえる無準師範の伝法衣こそが求められていたのではないだろうか。

四、おわりに

本稿では、まず応夢衣の現状を伝えることを主眼とし、作品の細部を観察しつつ、その当初の姿と製作年代について検証を試みた。

その結果、当初の形状が二十五条袈裟ではなく、もっと条数の少ない袈裟である可能性が高いことを指摘した。また、これまで明確にされていなかつた裂地の組織と文様を紹介し、印金が手描きの印金——中国で言うところの描金——であることを確認した。また、その製作年代に関しては、印金文様の比較検討を通して、伝承所用者の無準師範の活躍期をも溯り、北宋にいたるのではないかという私見を述べた。

手元の僅かな資料に基づく検討に終始してしまつたが、応夢衣の製作年代をより高い精度で比定するためには、中国における墓碑銘をともなう出土品との比較調査が不可欠である。この点については、今後とも資料の収集と調査を重ね、さらに考えを深めていきたい。

また、その名称の由来となつた龍湫周澤の夢についても、当時の南禅寺を取り巻く状況を通して検証を加え、この袈裟がほかの誰でもなく、無準師範の袈裟でなければならなかつた背景を考察した。応夢衣が北宋にまで溯る可能性がある以上、その所用者についてはまったく不明というほかないが、この美麗な袈裟が高位の僧の料であることについては疑いがない。無準師範伝には、無準の師である破庵祖先（一一三六～一二一）が、示寂の前に、その師密庵咸傑（一一八～八六）の法衣と頂相を無準に譲ろうとしたが、無準はそれを受けなかつたことが記されている。伝法衣は中国から日本へ

もたらされた概念であり、中国においても多くの伝法衣が存在していたことは想像にかたくない。応夢衣もまた、中国の寺院で大切に伝えられてきた伝法衣であつたのかもしれない。

応夢衣は、多くの問題を孕んでおり、より深く知るために、さまざまアプローチを必要としている。

（註）

1　岡墨光堂編『墨光堂九十年のあゆみ』岡墨光堂、昭和五十八（一九八三）年発行を参照。応夢衣の入手と修理については、同書所収の加藤章男「戦前までの墨光堂」に詳しい。それによると、大正八年頃、寺町の福田元永堂から、表具裂の材料として「二十五条の袈裟」と称して応夢衣が運び込まれたという。この時点ですでに応夢衣が二十五条袈裟と呼ばれていたことが分かる。

2　前掲書を参照。残念ながらこの修理については同書以外の記録がなく、入手当初の状態は分からぬ。また同書によれば、欠損部の復元裂は西陣の伊達弥助氏が製作したことである。

3　僧侶の着用する衣服は三種類あり、それを総称して三衣という。三衣は安陀衣、鬱多羅僧、僧伽梨から成り、それぞれ五条、七条、九条以上の袈裟を指す。このほか袈裟についての詳細は、望月信亨編『仏教大辞典』袈裟の項を参照。

4　田相は紅地雲唐花宝尽文様緞子。条葉は紅地宝相華唐草八宝文様緞子。縁は紅地宝相華唐草八宝文様金襴。この袈裟については現在まで詳細に論じられたことがないが、文様やたいへん凝った製織から考えて、中国の宮廷工房で製作された可能性がある。

5　真言律宗の西大寺には、十三条袈裟が伝えられ、現在も使用されている。しかしこの十三条袈裟は条葉が極めて細く、禪宗で用いられる袈裟とは形状が異なつており、このたびの比較の対象とはしがたい。井筒雅風『袈裟史』文化時報社、昭和四十（一九六五）年発行、図版42・43・44および69頁を参照。

福建博物館編『福州南宋黃昇墓』文物出版社、一九八二年発行を参考。

(**挿図一覧**)

挿図 1	応夢衣 箱書
挿図 2	二十五条袈裟 田相および条葉 (長得院藏)
挿図 3	応夢衣 田相および条葉
挿図 4	応夢衣 織文様・七曜星入菱つなぎ文様
挿図 5	応夢衣 織文様・花窓文様
挿図 6	応夢衣 田相・花羯磨文様
挿図 7	応夢衣 田相・花羯磨文様 (拡大)
挿図 8	羯磨文様 九条袈裟四天部分 (聴松院藏)
挿図 9	羯磨文様 (拡大) 九条袈裟四天部分 (聴松院藏)
挿図 10	応夢衣 条葉横堤・牡丹唐草文様 (花弁のとがったタイプ)
挿図 11	応夢衣 条葉横堤・牡丹唐草文様 (花弁のとがったタイプ)
挿図 12	応夢衣 条葉横堤・牡丹唐草文様 (花弁を巻き込んだタイプ)
挿図 13	応夢衣 条葉横堤・牡丹唐草文様 (花弁を巻き込んだタイプ)
挿図 14	応夢衣 条葉堅条・連続する牡丹唐草文様
挿図 15	独孤思貞墓墓誌側面帶 指き起こし図 (初唐の植物文様について)

共裂を用いていながら、縫じて萌黄色の部分は印金がよく残り、黄色の部分は剥落が激しい。詳しいことは分からぬが、染料と描金の相性が関係している可能性がある。

応夢衣の印金が金泥描きであることは、早くから明石染人氏が指摘しており、印金の前身をなすものであろうと語っていたという。岡墨光堂、前掲書を参考。

小笠原小枝『染と織の鑑賞基礎知識』至文堂、一九九八年発行、三一頁を参考。

田相は金茶地唐花唐草文様紗。条葉は紫地宝相華唐草文様印金羅。なお、田相は後補の可能性がある。

水本咲子「初唐の植物文様について」『美術史』第一二八号、一九八五年)を参考。

『本朝高僧伝』巻第三五、龍湫周澤伝(『大日本佛教全書』第一〇三冊、四八六頁)を参考。

桜井景雄『南禪寺史』法藏館、昭和五十二年(一九七七)年発行、二〇九頁、「龍湫周澤と応安事件後の造営」の項を参考。

貞治から応安にかけての南禪寺と叡山の確執については、以下の書に詳しい。
・桜井景雄「康永・応安の山門駁訟について」『禪宗文化史の研究』思文閣出版、昭和六十一(一九八六)年発行。
・小川信「細川頼之」(人物叢書一六四)吉川弘文館、昭和四十七(一九七二)年発行。

[註11参照] より複写)

牡丹唐草文様紗 北宋時代(中国美術全集編集委員会編『中国美術全集 工藝美術編6』文物出版社、一九八五年発行より複写)
牡丹唐草文様紗 黄昇墓出土 南宋時代(前掲書より複写)

挿図 16
挿図 17